

令和 6 年 12 月 19 日
大 阪 税 関

関 係 者 各 位

年末年始期間中における税関業務について（お知らせ）

大阪税関管内の税関官署において業務を行う時間については、「大阪税関における税関官署の開庁時間について」により公示しているところです。

（リンク先：<https://www.customs.go.jp/osaka/news/images/jikangai.pdf>）

つきましては、年末年始期間中（令和 6 年 12 月 29 日（日）から令和 7 年 1 月 3 日（金）までの間）における税関業務につきまして、下記のとおり留意事項をお知らせします。

記

- (1) 閉庁の官署に対して輸出入申告等を行う予定がありましたら、12 月 27 日（金）17 時までに申告等予定官署に御連絡ください。
- (2) 輸出入申告（自由化申告）を行う場合は、蔵置官署に対しても検査対応等について事前に御相談ください。
- (3) 本関業務部、堺税関支署及び関西空港税関支署に対して、通関関係業務又は保税関係業務に関する緊急の御相談等がある場合には、下記までお問い合わせください。
 - ・本関業務部 通関部門（TEL 06-6576-3319（1 月 1 日を除く））
 - ・堺税関支署 通関部門（TEL 072-244-4481（12 月 31 日から翌年 1 月 2 日を除く））
 - ・関西空港税関支署 特別通関部門（TEL 072-455-1718（不通時072-455-1719））

（参考）

年始に予定されているMPNセンタ更改に伴うリアルタイム口座振替サービス及びマルチペイメントネットワークを利用した関税等納付（MPN納付）サービスの休止につきましては、別添をご参照ください。

また、関西空港税関支署からも、大阪税関ホームページにおいて案内文を掲載しています。（リンク先：https://www.customs.go.jp/osaka/stop_realtime-account.pdf）

通関業者、輸入者の皆さま

平素より税関行政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

2024 年 10 月 3 日に NACCS 掲示板において「【リアルタイム口座をご利用の方へ】MPN センター更改に伴うリアルタイム口座振替サービスの休止について」が掲載されたとおり、MPN センターの更改に伴い、次の期間は、全ての金融機関において、リアルタイム口座振替方式サービス、マルチペイメントネットワークを利用した関税等の納付サービスが利用できなくなります。

【サービス利用停止期間】

2025 年 1 月 1 日（水）20:15 ～ 2025 年 1 月 3 日（金）0:10

※ 2025 年 1 月においては、MPN センターの更改により、例年よりもサービス利用停止期間が長くなっています。

このため、上記期間において、輸入貨物に係る関税等の納付を行う必要がある場合は、リアルタイム口座振替方式、マルチペイメント（MPN）以外の方法により、関税等の納付を行っていただくこととなります。

上記期間に輸入申告を予定されている通関業者、輸入者におかれては、早めのご準備、ご対応をお願い致します。

なお、上記期間においても、輸入の許可前における貨物の引取制度（BP）、又は納期限延長制度を利用することができますが、その利用に当たっては、輸入申告を行う税関に対し、あらかじめ担保を提供していただく必要があります。

（参考資料）税関手続 FAQ（カスタムスアンサー）

- 1113 輸入の許可前における貨物の引取制度
- 1303 包括納期限延長の申請と担保提供手続
- 1304 個別納期限延長の申請と担保提供手続
- 1903 特例輸入者制度における個別申告業務について
- 9106 認定通関業者制度の概要及びメリット

問合せ先

大阪税関業務部収納課

電話：06-6576-3363

大阪税関業務部通関総括第 1 部門

電話：06-6576-3313